

看護師就業促進事業（潜在看護師等就業後継続支援事業） ～事業概要～

<p>事業内容</p>	<p>柔軟な勤務体制整備を推進するとともに、潜在看護師等を採用後、知識・技術に関する研修等で就業後も継続的に支援した場合に、研修等に係る経費の一部を補助する。</p>
<p>基準額及び補助金額</p>	<p>10万円(補助基準額上限) × 1/2(補助率) = <u>5万円(1人当たりの補助上限額)</u></p>
<p>補助対象</p>	<p>医療機関</p>
<p>支援対象者</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する方 ①潜在看護師等である方 ②看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第33号)第16条の3第1項に規定する、離職時届出を行っている方 ③採用後、3か月程度の間、研修計画に基づき研修が実施された方。(ただし、計画された研修が年度内に完了しない場合であっても、交付申請時点において研修中である者は、支援対象者とする。) ④採用後1年以上継続勤務する見込みがある方</p>
<p>対象経費</p>	<p>補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したもの ①就業支援金等(就業支援金、採用支度金等の金銭給付) ②転居費用(転居に要する費用、赴任旅費等) ③研修費用(支援対象者の研修に要する費用(人件費を含む)) ④その他知事が認める経費 各号に掲げるもののほか、潜在看護師の再就業に資する経費。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 求人広告費、通常の給与・賞与、有料職業紹介事業者に支払う紹介手数料</p>
<p>対象人数</p>	<p>120人</p>

看護師就業促進事業（潜在看護師等就業後継続支援事業） ～対象となる事例～

- 補助事業者が支援対象者のために支出した次の経費のうち、補助年度内に支出したものの
 - ▶ 支援対象者の採用年度は問わず、支出した時点が令和8年度内であれば、対象経費になります。

